様式第３（第８条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書

（１０ｋＷ未満・１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発電を除く）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　経済産業大臣　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者）（注１） | （ふりがな）住　所 （〒 - ）（ふりがな） |
|  | 氏　名 実印　 |
| （法人にあっては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印） |
|  | 電話番号　（　　　）　　　－　　　　　 |

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更対象事業計画（注２）

|  |  |
| --- | --- |
| 設備ＩＤ（識別番号） |  |
| 発電設備の名称 |  |
| 発電設備の出力（ｋＷ） |  |
| 発電設備の設置場所 |  |
| 運転開始の有無（注３） |  □運転開始前□運転開始後（運転開始日：　　　　　年　　月　　日） |

変更概要（該当項目をチェック：複数選択可）

 □　認定計画情報

 □　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注４）

認定計画情報（注５）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更項目 | 変更前 | 変更の有無 | 変更後 | 変更理由 | 備考 |
| 事業者名（注６） |  | □有□無 |  | □関連会社からの事業譲渡□他の会社からの事業譲渡□上記以外 | □地方税法第七十二条の四に規定する法人 |
| 法人番号（注７）（注８） |  | □有□無 |  |  |  |
| 法人の代表者氏名（注８） | 役職 |  | □有□無 | 役職 |  |  |  |
| ふりがな |  | ふりがな |  |
| 氏名 |  | 氏名 |   |
| 法人の役員氏名（注８） | 役職 |  | □有□無 | 役職 |  |  |  |
| ふりがな |  | ふりがな |  |
| 氏名 |  | 氏名 |  |
| 役職 |  | □有□無 | 役職 |  |  |  |
| ふりがな |  | ふりがな |  |
| 氏名 |  | 氏名 |  |
| 役職 |  | □有□無 | 役職 |  |  |  |
| ふりがな |  | ふりがな |  |
| 氏名 |  | 氏名 |  |
| 事業者の住所（注８） | （〒　　　-　　　　） | □有□無 | （〒　　　-　　　　） |  |  |
| 発電設備の区分（注９） |  | □有□無 |  |  |  |
| 発電設備の出力（ｋＷ）（注１０） |  | □有□無 |  | □電力会社都合□上記以外 |  |
| パワーコンディショナーの自立運転機能の有無 | □　有（　　　ｋＷ）（自立運転機能　　　ｋＷ）□　無 | □有□無 | □　有（　　　ｋＷ）（自立運転機能　　　ｋＷ）□　無 |  |  |
| 給電用コンセントの有無 | □有　　　　　□　無 | □有□無 | □有　　　　　□　無 |  |  |
| 発電設備の名称（注８） |  | □有□無 |  |  |  |
| 発電設備の設置場所（注１１） | （〒　　　-　　　　） | □有□無 | （〒　　　-　　　　） |  | □別紙あり |
| 事業区域の面積（㎡） |  | □有□無 |  |  |  |
| 太陽光発電設備の設置形態（注１２） | □屋根設置（□既設の建物等□建設中・予定の建物等） | 建物の所有 | □　事業者が所有□　事業者以外が所有□　事業者が事業者以外と共有 | □有□無 | □屋根設置（□既設の建物等□建設中・予定の建物等） | 建物の所有 | □　事業者が所有□　事業者以外が所有□　事業者が事業者以外と共有 |  |  |
| 建物の種類 | □　一戸建ての住宅□　共同住宅□　事務所、工場、店舗□　学校、公共施設□　その他（　　　　） | 建物の種類 | □　一戸建ての住宅□　共同住宅□　事務所、工場、店舗□　学校、公共施設□　その他（　　　　） |
| □地上設置 | 土地の所有 | □　事業者が所有□　事業者以外が所有□　事業者が事業者以外と共有 | □地上設置 | 土地の所有 | □　事業者が所有□　事業者以外が所有□　事業者が事業者以外と共有 |  |  |
| 農地一時転用許可申請予定の有無 | □　有 | 一時転用期間（見込み）　　　　　　　　　　　　　　年 | □有□無 | □　有 | 一時転用期間（見込み）　　　　　　　　　　　　　　年 |  |  |
| □　法第９条第３項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。 | □　法第９条第３項に基づく認定の日から、３年以内に農地に立てる支柱に係る一時転用許可（ただし、一時転用許可期間は３年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出すること。 |
| □　無 | □　無 |
| 太陽電池に係る事項（注１３） | 製造事業者名 |  | □有□無 |  | □製造事業者都合□上記以外 |  |
| 種類 |  | □有□無 |  | □製造事業者都合□上記以外 |  |
| 変換効率 |  | □有□無 |  | □製造事業者都合□上記以外 | □除外事項該当性 |
| □真性変換効率□実効変換効率 |
| 型式番号 |   | □有□無 |  |  | □別紙あり |
| 枚数（枚） |  | □有□無 |  |  |  |
| 合計出力（kW） |  | □有□無 |  |  |  |
| 風車に係る事項（注１４） | 製造事業者名 |  | □有□無 |  |  |  |
| 型式番号 |  | □有□無 |  |  | □別紙あり |
| ＮＫ認証番号 |  | □有□無 |  |  |  |
| 配線方法（注１５） |  | □有□無 |  |  |  |
| 自家発電設備等の設置の有無 | □有 | 自家発電設備等の種類 | □蓄電池 | 蓄電池の位置 | □PCSより発電設備側 | 区分計量の可否 | □可□不可 | □有□無 | □有 | 自家発電設備等の種類 | □蓄電池 | 蓄電池の位置 | □PCSより発電設備側 | 区分計量の可否 | □可□不可 |  |  |
| □PCSより系統側 | □PCSより系統側 |  |
| □その他（　　　　　　　　） | □その他（　　　　　　　） |
| □無 | □無 |
| 電気事業者への電気供給量の計測方法 |  | □有□無 |  |  |  |
| 保守点検責任者（注１６） | 法人名（法人の場合）： | □有□無 | 法人名（法人の場合）： |  |  |
| 責任者氏名： | 責任者氏名： |
| 所属・役職（法人の場合）： | 所属・役職（法人の場合） |
| 電話番号：（　　）　　－　　 | 電話番号：（　　）　　－　　 |
| 法人番号（法人の場合）： | 法人番号（法人の場合）： |
| 保守点検及び維持管理計画（注１７） |  | □有□無 |  |  | □別紙あり |
| 接続契約締結日 | 　　年　　月　　日 | □有□無 | 　　年　　月　　日 | □接続契約解約後の再締結□再接続検討後の再締結（注１８） |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の受給額（円）（注１９） |  | □有□無 |  |  |  |
| 自家消費等計画（注２０） | 当該発電設備における発電電力量の見込み | 　　　　ｋＷｈ/年 | □有□無 | 当該発電設備における発電電力量の見込み | 　　　　ｋＷｈ/年 |  |  |
| 自家消費等の量の見込み | 　　　　ｋＷｈ/年 | 自家消費等の量の見込み | 　　　　ｋＷｈ/年 |
| 自家消費等の用途 |  | 自家消費等の用途 |  |
| 前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合) | 　　　　ｋＷｈ/年 | 前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合) | 　　　　ｋＷｈ/年 |
| 自家消費等の比率 | 　　　　％ | 自家消費等の比率 | 　　　　％ |
| 遵　守　事　項（注２１） | 事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２２） | □ |
| 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。 | □ |
| 運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。 | □ |
| 発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】 | □ |
| 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。 | □ |
| この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。 | □ |
| 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 | □ |
| 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。 | □ |
| 当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。 | □ |
| この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。 | □ |
| 発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】 | □ |
| 添　付　書　類　（注２３） | 書類の種類 | 変更前書類名 | 変更の有無 | 変更後書類名 | 変更理由 | 備考 |
| ①変更内容説明書（注２４） |  |  |  |  |  |
| ②住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２５） |  | □有□無 |  |  |  |
| ③印鑑証明書（注２５） |  | □有□無 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ④発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２５） |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑤土地の取得を証する書類等（注２６） |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑥建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２７） |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑦発電設備の内容を証する書類（注２８） |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑧構造図 |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑨配線図 |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑩接続の同意を証する書類の写し（注２９） |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑪事業実施体制図 |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑫再生可能エネルギー発電事業における燃料(原料) 調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ） |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑬補助金を返還したことを証する書類（注１９） |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑭受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３） |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑮その他１ |  | □有□無 |  |  |  |
|  | ⑯その他２ |  | □有□無 |  |  |  |
| ⑰その他３（注３０） |  | □有□無 |  |  |  |

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料区分（注３１） | 変　　更　　前 | 変更の有無（注３５） | 変　　更　　後 | 備 考（注３６） |
| 燃料名（注３２） | バイオマス比率（％）（注３３） | バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注３４） | 燃料名（注３２） | バイオマス比率（％）（注３３） | バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注３４） |
| Ａ |  |  |  | □有□無 |  |  |  |  |
| Ｂ |  |  |  | □有□無 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  | 計 |  |  |  |
| Ｃ |  |  |  | □有□無 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  | 計 |  |  |  |
| Ｄ |  |  |  | □有□無 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  | 計 |  |  |  |
| Ｅ |  |  |  | □有□無 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  | 計 |  |  |  |
| Ｇ |  |  |  | □有□無 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  | 計 |  |  |  |
| バイオマス合計 |  |  | バイオマス合計 |  |  |  |
| 調達上限比率（注３７） |  |  | 調達上限比率（注３７） |  |  | □特定契約において新たに調達上限比率を設定する（　　％）（注３８） |
| Ｆ |  |  |  | □有□無 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 非バイオマス計 |  |  | 非バイオマス計 |  |  |  |

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　変更前の認定計画を記載すること。

（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注４） 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。

　　　　　　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、

 　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、

 　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。

（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注７）　国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。

（注８） 本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。

（注９）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記号 | 発電設備 | 出力 |
| Ａ | 太陽光発電設備 | 50kW以上250kW未満 |
| 太陽光発電設備 | 250kW以上 |
| Ｄ | 風力発電設備（陸上風力） | － |
| 風力発電設備（陸上風力リプレース） | － |
| Ｕ | 風力発電設備（着床式洋上風力） | － |
| ２ | 風力発電設備（浮体式洋上風力） |  |
| Ｋ | 地熱発電設備 | 15,000kW未満 |
| 地熱発電設備（全設備更新型リプレース） | 15,000kW未満 |
| 地熱発電設備（地下設備流用型リプレース） | 15,000kW未満 |
| Ｌ | 地熱発電設備 | 15,000kW以上 |
| 地熱発電設備（全設備更新型リプレース） | 15,000kW以上 |
| 地熱発電設備（地下設備流用型リプレース） | 15,000kW以上 |
| Ｅ | 水力発電設備 | 200kW未満 |
| Ｖ | 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 200kW未満 |
| Ｉ | 水力発電設備 | 200kW以上1,000kW未満 |
| Ｘ | 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 200kW以上1,000kW未満 |
| Ｊ | 水力発電設備 | 1,000kW以上5,000kW未満 |
| 水力発電設備 | 5,000kW以上30,000kW未満 |
| Ｙ | 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 1,000kW以上5,000kW未満 |
| 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 5,000kW以上30,000kW未満 |
| Ｍ | バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来）） | － |
| １ | バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス） | 2,000kW未満 |
| Ｎ | バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス） | 2,000kW以上 |
| ３ | バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料） | 10,000kW未満 |
| ４ | バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料） | 10,000kW以上 |
| ５ | バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料） | － |
| Ｑ | バイオマス発電設備（建設資材廃棄物） | － |
| Ｒ | バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス） | － |

（注１０）発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、１０ｋＷ未満になる場合は様式第４、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満になる場合は様式第３の２により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注１１）地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５又は様式第５の２により届け出ること。

（注１２）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。

（注１３）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池

Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池

Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池

Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池

変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１４）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「ＮＫ認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。

（注１５）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。

太陽光発電設備の場合

Ｚ：全量配線（事業者が複数の住宅の屋根を賃借して太陽光発電設備を設置する場合で、その　　　　　　　　出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合も含む。）

Ｙ：余剰配線

太陽光発電設備以外の場合

Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。

Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。

Ｃ：電気事業法施行規則附則第１７条に規定する需要場所の特例により、１の需要場所に２引　　　　　　　　込の配線とする。

（注１６）会社分割、合併による同⼀の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注１７）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。

（注１８）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。

（注１９）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。

（注２０）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２１）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２２）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２３）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

（注２４）認定計画情報を変更しようとする理由及び変更の内容等を簡潔に記載した書面を提出すること。

（注２５）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注２６）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２７）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２８）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名、型式番号及びＮＫ認証番号（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）が分かる書類を添付すること。

（注２９）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。

（注３０）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

（注３１）燃料区分名は次の記号のとおり。

Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入された
 ものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、

 農作物残さ等）

Ｄ：建設資材廃棄物

Ｅ：一般廃棄物・その他のバイオマス

Ｆ：その他（助燃剤等）

Ｇ：バイオマス液体燃料

（注３２）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

（注３３）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。

（注３４）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。

（注３５）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。

（注３６）使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。

（注３７）先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載すること。

（注３８）２０１９年３月３１日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であって、新たに調達上限比率を設定する場合、又は２０１９年３月３１日以前の認定であって、２０１９年４月１日以降に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合は、ボックスにチェックを付した上で、括弧内に調達上限比率を記載すること。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。